

【概要説明資料】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標（案）について

1 中期目標策定の趣旨

平成 24 年に地方独立行政法人となった三重県立総合医療センター（以下、「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第 25 条に基づき県が 5 年ごとに策定した中期目標の達成に向け、さまざまな取組を行っており、その取組実績について、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の評価を受けています。

現行の中期目標は令和 8 年度末をもって期間が終了することから、次期（第四期）中期目標の策定作業を進めます。また、県が中期目標を策定した後は、法人が中期計画を作成し、それを知事が認可することとなります。

中期目標の策定については、議会の議決が必要となっています。また、中期計画の知事の認可においても、公営企業型地方独立行政法人であることから、法第 83 条に基づき議会の議決が必要となっています。

2 第四期中期目標（案）について

(1) 目標の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(2) 目標策定の基本的な考え方

第四期中期目標の策定にあたっては、法第 28 条により本年 6 月末までに法人から提出される、第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下、「見込評価」という。）を受けるための業務実績報告書から明らかになった課題等をふまえるとともに、急速に変化する医療をとりまく環境などを念頭に、第四期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映するものとします。

(3) 目標策定の主な視点

①感染症対策の体制維持

新型コロナウイルス感染症への対応で培った経験をふまえ、新たな感染症が発生した場合に、県と締結した医療措置協定による知事の要請に対応する。

②医療安全対策の徹底

医療安全対策について、各職員が過去の事例を教訓とし、手術に限らず、関係者間の情報共有や相互チェックを図る体制づくりを行う。

③新たな地域医療構想との整合

検討が進められている新たな地域医療構想との整合が図られるよう、近隣の医療機関との関係をふまえた病院・病床機能の分化・連携を積極的に推進する。

④医療 D X の推進

サービスの質の向上や業務効率化に向けて、第三期における I C T などのデジタル技術の活用から、医療 D X の取組へ移行する。

⑤働き方改革の推進

第三期中期目標の策定以降、働き方改革の取組は社会的に定着しつつあることから、より一層の推進を図る。

⑥経営環境の変化への対応

物価高騰や人件費の上昇等、病院経営にとって非常に厳しい環境にあることを認識した上で、引き続き収入確保およびさらなる費用削減に取り組み、経営環境の変化に対応して経営の安定化や経常収支の均衡を図る。

⑦コンプライアンスの徹底

第三期中期目標期間において得た教訓をふまえ、再発防止の観点を含むコンプライアンスの徹底への意識を向上する。

(4) 第四期中期目標（案）について

評価委員会から聴取した意見を反映し、別冊1のとおり第四期中期目標（案）を作成しました。

今後、より効果的な目標設定となるよう、引き続き評価委員会の意見聴取やパブリックコメントによる意見募集を実施し、その内容をふまえながら、最終案の作成に取り組みます。

3 策定スケジュール

令和8年	5月～	評価委員会の意見聴取
	6月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期目標（案））
	6月末	第三期中期目標見込評価を受けるための業務実績報告書が法人から提出
	6月～7月	パブリックコメントの実施
	9月	第四期中期目標を議案として提出
	10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中期計画（案））
令和9年	2月	第四期中期計画の認可案を議案として提出
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標（案）の概要

1 中期目標策定の概要

(1) 策定根拠

地方独立行政法人法第 25 条

(2) 中期目標とは

地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下、「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標

※県が定めた中期目標を法人へ指示し、法人は中期目標をふまえて中期計画を策定

2 目標期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 第四期中期目標（案）の概要

第 1 中期目標の期間

第 2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(1) 診療機能の充実

ア 高度医療

イ 救急医療

ウ 小児・周産期医療

エ 感染症医療

※感染症対策の体制維持

(2) 医療安全対策の徹底

※医療安全対策の徹底

(3) 信頼される医療の提供

(4) 患者・県民サービスの向上

2 非常時における医療救護等

(1) 大規模災害発生時の対応

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

3 医療に関する地域への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

※新たな地域医療構想との整合

(2) 医療機関への医師派遣

4 医療従事者の確保・定着および資質の向上

(1) 医療人材の確保・定着

(2) 資格の取得への支援

(3) 医療従事者の育成への貢献

5 医療に関する調査および研究

※目標策定の主な視点

第 3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 適切な運営体制

2 効果的・効率的な業務運営の実現

※医療 D X の推進

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

4 勤務環境の改善

※働き方改革の推進

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

6 事務部門の専門性の向上と効率化

7 収入の確保と費用の節減

8 積極的な情報発信

第 4 財務内容の改善に関する事項

※経営環境の変化への対応

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

2 医療機器・施設の整備・修繕

3 コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底

※コンプライアンスの徹底